

NTT東日本から届出のあった活用業務に対して

総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、平成29年4月19日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項の規定に基づき、同項の業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、当該届出の時点において届出書に記載された事項により確認した内容は、以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、NTT東日本が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、NTT東日本のIP通信網サービス、LAN型通信網サービス、専用サービス等（以下「IP通信網サービス等」という。）の契約者等に対して、以下の業務を営もうとするものである。

① 設備構成

NTT東日本のIP通信網（平成15年総基事第14号による認可に係る「地域IP網」及び平成20年総基事第39号の認可に係る「次世代ネットワーク」を含むものをいう。以下同じ。）とは別個に構築又は調達するサーバ設備に、必要に応じ以下を組み合わせたものとする。

- i) 当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能にするために、他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）との合意に基づき公募により調達したインターネット接続回線
- ii) NTT東日本が設置するゲートウェイ設備、各々の設備の間の県間伝送路（NTT東日本が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路又は活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。以下同じ）等

② 提供する業務

当該サーバ設備の容量貸しの役務（以下「ホスティングサービス」という。）の提供及び公募により調達したインターネット接続回線区間も含めた料金設定を行う。

また、IP通信網サービス契約者等に対して上記の業務等を提供することを目的とする他の企業等にも上記の役務提供及び料金設定を行う。

なお、本届出は、平成24年4月27日の総務大臣に対する届出に基づき、NTT東日本が活用業務として提供しているホスティングサービス及びユーザデータの複製・保管サービス（以下「平成24年届出業務」という。）のうち、ホスティングサービスについて、拡充を行うものである。

2 確認の内容

NTT法第2条第5項において、NTT東日本及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
- (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内

に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たり、サーバ設備、ゲートウェイ

設備及び県間伝送路を構築又は調達するとともに、インターネット接続回線を調達することとしており、このための所用の資金は、 円であるとしている。

本件活用業務の実施規模及びNTT東日本の財務状況を踏まえれば、この規模の投資により、NTT東日本の財務を圧迫することは想定できず、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しても、NTT東日本は、設備については、本件活用業務を実施することによりトラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処するとし、職員については、現在のIP通信網サービス等に関する業務を行う組織に属する社員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、NTT東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおその程度について検討し、

ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおその程度」

おその程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無といった要素を重点的に考慮することとされている。

これらの要素を重点的に考慮すべき理由は、要素①については、地域通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西が同市場における市場支配力を他の競争市場において濫用するおそれが大きいと判断されるためである。要素②については、競争事業者がNTT東西の営む活用業務と同様

の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築されるネットワーク要素のオープン化の要請が高まることとなるためである。要素③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が活用業務を営むに当たって他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行う場合、NTT東日本又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）の市場支配力と当該電気通信事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあるためである。

各要素についての検討は以下のとおりである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

本件活用業務は、平成24年届出業務からの拡充として、ホスティングサービスに関して、NTT東日本が設置・調達するサーバ設備とインターネットとの間の通信を可能とするインターネット接続回線を公募調達し、当該インターネット接続回線区間も含めた料金設定を行うとしており、インターネット経由のホスティングサービスの利用においては、FTHサービスの利用が想定される。

また、本件活用業務は、利用者が任意の通信回線を介して利用できるホスティングサービスであり、その性質及び設備形態に鑑みれば、主に地方自治体、企業等の法人ユーザが役務提供の対象になり得ると考えられ、平成24年届出業務と同様に、足回りとしてはWANサービスの利用が想定される。

したがって、本件活用業務に関する競争状況は、NTT東日本が電気通信役務を提供する地域通信市場のうち、主にはFTH市場及びWANサービス市場における競争状況の影響を受けると考えられ、競争の進展状況を検討すべき地域電気通信市場として、これらを取り上げることが適当である¹。

FTH市場については、NTT東日本の東日本地域における平成28年3月末のシェア（卸電気通信役務の提供に係るものを含む。）は75.1%

¹ 本件活用業務の足回りとしては専用サービスもあり得る。専用サービス市場については、「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」報告書(平成24年9月7日公表)において、平成23年3月末での専用サービス（接続専用回線を除く。）の契約数は6.5万回線、事業者別シェアは、NTT東日本が27.5%、NTT東西で45.9%となっているが、クラウドサービス等の普及に伴い、一般企業による通信ネットワークの構築は専用サービスからWANサービスへ移行している状況の中、NTT東西が専用サービス市場で実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価している。また、平成28年3月末の専用サービス（接続専用回線を除く。）の契約数は4.1万回線、事業者別シェアはNTT東日本が21.8%、NTT東西で36.8%となっている。

であり、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるものの、NTT東日本に対しては、第一種指定電気通信設備に係る規制が適用されている。

WANサービス市場については、「電気通信事業分野における競争状況の評価2014」報告書（平成27年9月30日公表）において、平成27年3月末におけるNTT東日本のシェアは19.0%で第一位、NTT系事業者のシェアの合計は61.1%であり²、NTT系事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、IP-VPNサービスにおけるNTT系事業者のシェアの減少傾向、広域イーサネットサービスにおけるNTT系事業者のシェアの減少傾向及びKDDIのシェアの増加傾向並びにクラウドコンピューティングサービスの拡大等を考慮し、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価している。

加えて、本件活用業務は、必ずしも足回り通信回線を設置することなく営むことのできるホスティングサービスであり、このようなサービスについては、既存のいずれかの法令の規定に抵触しない限りこれを営むことについて特段の規制はなく、競争事業者においても、サーバ設備等を調達することにより、同様のサービスを提供することが可能である。現に、NTT東日本が平成24年届出業務として提供しているホスティングサービス及びユーザデータの複製・保管サービスについては、NTT東日本がガイドラインに基づき平成28年9月30日に総務大臣に報告し、公表している平成27年度の「活用業務実施状況報告書」において、平成27年度末における契約数は205（ホスティングサービスが187、ユーザデータの複製・保管サービスが18）、平成27年度の営業収益は127百万円となっており、ホスティングサービス市場において高い水準のシェアは獲得していない（平成27年特定サービス産業実態調査（平成28年8月3日確報）によれば、サーバーホスティング業務の年間売上高は、41,255百万円）。このような中、本件活用業務は、ホスティングサービスについて、NTT東日本が設置・調達するサーバ設備とインターネットとの間の通信を可能とするインターネット接続回線を公募調達し、当該インターネット接続回線区間も含めた料金設定を行うものであるが、届出書によれば、平成32年度に

² 「電気通信事業分野における市場分析に関するデータブック（平成27年度）」（平成28年12月公表）において、平成28年3月末のWANサービス市場におけるNTT東日本のシェアは18.2%、NTT系事業者のシェアの合計は61.1%となっており、この状況は平成27年3月末とほぼ同様である。

おける本件活用業務の収入見込みは■■■■円であり、NTT東日本が本件活用業務を開始することにより、直ちにホスティングサービス市場の公正な競争を阻害するとは言えない。

一方で、FTTH市場においてNTT東日本が一定の市場支配力を有していると考えられることや、WANサービス市場においてNTT東日本を含むNTT系事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると考えられることに鑑みれば、仮に、NTT東日本しか利用し得ないようなNTT東日本のネットワークに係る機能を用いたり、NTT東日本のサービスと不適切にバンドルされたサービスを提供したりすることや、NTT東日本が他の事業者との接続の業務に関して知り得た情報を不適切に当該サービスに流用すること等により、NTT東日本の市場支配力を本件活用業務において濫用することがあれば、本件活用業務における市場での公正な競争を阻害し、もって、FTTHサービス市場及びWANサービス市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。

このため、これらの観点から、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、電気通信市場における公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、ステップ2)において確認することとする。

② ボトルネック設備との関連性

本件活用業務を営むためにNTT東日本が設置・調達するサーバ設備及びゲートウェイ設備は、届出書によれば、NTT東日本のIP通信網等とは別個に設置・調達するものであるとしており、また、本件活用業務は、NTT東日本のIP通信網に固有の機能の利用を必須としなしていないとしている。

また、本件活用業務におけるサービスの利用に当たって顧客が任意に用意する通信回線は、NTT東日本が提供するIP通信網サービス等のほか、他の電気通信事業者が提供する同様の回線を利用することを可能としており、接続に必要なインタフェース条件を開示するとしている。

なお、県間伝送路³につき、NTT東日本が自ら設置等する場合には、他の事業者からの接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を

³ NGNの県間伝送路については、「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～(平成29年3月28日情報通信審議会答申)において、IP網への移行等に伴い、NGNへの他事業者の依存性は強まり、NGNとの接続においてNGNの県間伝送路が不可避免的に使用されることになるといった状況変化を踏まえると、NGNの県間伝送路及びそれと一体として利用される県間中継ルータについて適切な規律を課すことにより、NTT東西が活用業務で利用する当該設備と競争事業者が接続するに当たっての料金その他の提供条件に係る適正性・公平性・透明性を確保し、公正な競争の確保を通じて、利用者の利益の確保を図るべきであるとされていることに留意する必要がある。

行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、オープン化を推進することとし、接続等の迅速性及び公平性を確保するとしており、調達を行う場合にも、事業者の選定に当たり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施するとしている。

したがって、本届出書に記載された業務の範囲内である限りにおいて、本件活用業務とボトルネック設備との関連性は、現時点においては、低いものと考えられる。

一方で、仮にNGNが実装する機能と併せて提供されることにより、他の電気通信事業者のネットワークを経由する場合において本件活用業務の内容が相当程度に制限されるようなことや、他の電気通信事業者の接続条件等について自社の足回り回線と比べ相当程度に差が生じるようなことがあれば、実質的に本件活用業務がボトルネック設備との関連性を持つこととなるおそれもあると考えられる。

このため、これらの観点から、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、電気通信市場における公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、ステップ2)において確認することとする。

③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

本件活用業務は、NTT東日本が自ら設置・調達したサーバを用い、利用者が任意の通信回線を通じて利用できるホスティングサービスを提供するものであり、NTT西日本と連携したサービスの提供は、当面の間、予定していないことから、NTT東西の連携による競争阻害的な要素の拡大はないものと考えられる。

なお、今後、利用者がNTT西日本の提供する電気通信回線を用意して接続する場合であっても、NTT東日本は、他の電気通信事業者の提供する通信回線を接続する場合と同じ条件で利用を可能とする考えであるとしている。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目ごとのNTT東日本が講ずるとしている措置及び当該措置に関する総務省の考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、サーバ設備、ゲートウェイ設備等の通信機器、県間伝送路等及び活用業務の認可(平成15年2月19日及び平成20年2月25日)等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの並びに当社が公募により調達したインターネット接続回線を組み合わせて提供するものである。

このうち、本業務を提供する当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備は、当社のIP通信網、LAN型通信網及び専用回線等とは別個に構築または調達するものであって、お客様が任意に用意する通信回線と当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備との接続は、当社が提供するIP通信網サービス、LAN型通信網サービス及び専用サービス等のほか、必要に応じて他の電気通信事業者が提供する同様の回線を利用することを可能としており、当該接続に必要なインタフェース条件については本業務の提供にあわせて適切に開示する考えである。

インターネット接続回線及び県間伝送路については、これらを調達する場合には、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施する。また、県間伝送路を自ら構築する場合においても、他事業者からの接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。

なお、LAN型通信網、専用回線等については、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じている。

次世代ネットワークに関しては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示しているほか、当社が提供するサービスと次世代ネットワークの網機能^{※2}の対応関係等についても公表し、他事業者が当社と同様のサービスを提供するにあたって参考となる情報提供にも努めている。

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款や技術参考資料等に規定している。

なお、他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合には、当該事業者との間でその実現方法や利用条件等について誠実に検討・協議を進め、接続した場合には、当該接続条件を開示する等、引き続きオープン化の取組みを積極的に進めていく考えである。

以上の措置により、他事業者も本業務と同様の業務を提供することが可能であると考える。

※2 「網機能」とは、網の提供する働きこのことをいう。以下同じ。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務に用いるサーバ設備及びゲートウェイ設備については、市販で調達可能なものであり、本件活用業務の提供に当たっては、上述のとおり、IP通信網に特有の機能の利用は必須とはしないとしている。

本件活用業務におけるサービスの利用者とNTT東日本のサーバ設備及びゲートウェイ設備との接続は、NTT東日本が提供するIP通信網サービス等のほか、他の電気通信事業者が提供する同様の回線を利用することを可能としており、県間伝送路を自ら構築する場合においては、他事業者からの接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、オープン化を推進することとし、接続等の迅速性及び公平性を確保するとしている。

また、インターネット接続回線及び県間伝送路を調達する場合には、事業者の選定に当たり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施することとしている。

さらに、他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合には、当該他事業者との間でその実現方法や利用条件等について誠実に検討・協議を進め、接続した場合には、当該接続条件を開示する等により、オープン化の取組を積極的に進めていくとしている。

したがって、この限りにおいて、また、公募調達の透明性・公平性が確保される限りにおいて、本件活用業務が、ネットワークのオープン化に係る措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

お客様が任意に用意する通信回線と当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備との接続条件については、本業務の提供にあわせてインタフェース条件等を適切に開示する考えである。

なお、LAN型通信網及び専用回線等については、接続に必要となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。

次世代ネットワークに関しては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示しているほか、当社が提供するサービスと次世代ネットワークの網機能の対応関係についても公表し、他事業者が当社と同様のサービスを提供するにあたって参考となる情報提供にも努めている。また、今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてイ

インタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本が本件活用業務を営むために設置・調達するサーバ設備及びゲートウェイ設備と利用者が任意に用意する通信回線との接続条件についてはインタフェース条件を開示するとしている。

さらには、他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合には、当該他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行うとしている。

したがって、この限りにおいて、本件活用業務の提供に当たってNTT東日本のIP通信網に固有の機能の利用を必須としないとしていることも併せ考えれば、本件活用業務が、ネットワーク情報の開示に係る措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

他事業者から現時点において提供していない新たな情報へのアクセスに係る要望があった場合には、機微情報に配慮しつつ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

なお、IP通信網、LAN型通信網及び専用回線等を構築しようとする際に必要となる中継光ファイバに関する区間ごとの芯線空き状況や、局舎コロケーションに関するスペースの空き状況等の情報を、他事業者向けに開示しており、他事業者との同等性は確保されているものとする。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、他事業者から現時点において提供していない新たな情報へのアクセスに係る要望があった場合には、機微情報に配慮しつつ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えであるとしている。

この限りにおいて、本件活用業務が、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保のための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や事業部において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(平成28年6月30日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

なお、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

なお、本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、顧客情報監理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。総務省は、平成28年6月30日にこの旨を記載した禁止行為規定遵守措置等報告書の提出を受けており、その内容の妥当性等の確認を実施しているところである。

また、公正な競争を阻害することがある場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件活用業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、営業面でのファイアウォールは確保されと考えられ、本件活用業務が、営業面でのファイアウォールの確保のための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支について、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、その他の電気通信役務に係る収支と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、不当な内部相互補助の防止は確保されと考えられ、本件活用業務が、不当な内部相

互補助の防止のための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に用いる設備は、サーバ設備に、必要に応じて、ゲートウェイ設備及び県間伝送路等並びにインターネット接続回線を組み合わせるものであり、他事業者も提供可能なものである。

また、本業務の実施に当たっては、お客様が任意に用意する通信回線と当社サーバ設備または当社ゲートウェイ設備との接続は、当社が提供するIP通信網サービス、LAN型通信網サービス及び専用サービス等のほか、他の電気通信事業者が提供する同様の回線を利用することを可能としており、接続に必要なインタフェース条件を適切に開示し、オープンな接続性の確保に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

なお、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は当面予定していない。

今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、営業面等での連携を行う場合においては競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たり利用者が任意に用意する通信回線と、NTT東日本が設置・調達するサーバ設備、ゲートウェイ設備等との接続条件については、インタフェース条件等を開示した上で関係事業者の公平な取扱いを確保することとしている。

また、本件活用業務においては、NTT西日本との接続は当面予定していないとしている。

さらに、本件活用業務が届出書の範囲内で行われる限り、競争事業者が同種の業務を営む際に、NTT東日本のIP通信網に特有の機能の利用が必須であることはなく、他事業者もサーバ設備、ゲートウェイ設備等の調達等を通じて同様の業務を営むことが可能であると考えられる。

したがって、この限りにおいて、本件活用業務が、関連事業者の公平な取扱いのための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、県間伝送路及びインターネット接続回線調達の募集案内並びに社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

・費用(収益)項目一覧:

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

・県間伝送路及びインターネット接続回線調達の募集案内:

公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされる恐れがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高める恐れがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に開示している。

・社内文書・規程類等の一部:

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

上述の項目①から⑥までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。